

医師確保計画の策定について

医療福祉連携推進課

- 医療法改正により、都道府県に医師確保計画策定の責務。令和元年度中に、現保健医療計画期間の令和2年度から令和5年度までの計画を策定。
- 計画内容は、①医師確保の方針、②目標医師数、③目標医師数を達成するための施策。その他、医師少数スポットの設定や、産科及び小児科の医師確保についても記載。

1. 医師確保の方針

- 「医師偏在指標」を国が提示し、全国上位 1/3 を「医師多数都道府県・区域」、下位 1/3 を「医師少数都道府県・医師少数区域」に設定。
- 岐阜県は「医師少数県」、西濃圏域、飛騨圏域は「医師少数区域」、岐阜圏域は「医師多数区域」に該当。

医療圏	医師偏在指標	全国順位	備 考
全 国	239.8		
岐阜県	206.6	36位／47	医師少数県
岐阜圏域	261.7	54位／335	医師多数区域
西濃圏域	161.1	226位／335	医師少数区域
中濃圏域	169.6	195位／335	
東濃圏域	183.8	150位／335	
飛騨圏域	154.9	243位／335	医師少数区域

- 医師確保の方針は、国が示す医師確保計画策定ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、以下のとおりとする。

医療圏	区分	医師確保の方針
岐阜県	<u>医師少数県</u>	医師多数都道府県からの医師の確保を含め、医師の増加を図る。
西濃圏域 飛騨圏域	<u>医師少数区域</u>	医師少数区域以外の区域からの医師の確保を含め、医師の増加を図る。
中濃圏域 東濃圏域	中位の区域	医師多数区域の水準に至るまでは、医師多数区域からの医師の確保を図る。
岐阜圏域	医師多数区域	他の二次医療圏からの新たな医師の確保の施策は行わない。医師少数区域等からの医師派遣要望にできる限り応じる。

2. 目標医師数

- 国は、平成 28 年の医師数をベースに、医師少数県及び医師少数区域の目標医師数を提示。ただし、岐阜県及び西濃・飛騨圏域の提示された目標医師数は現在医師数を下回る。
- また、国は、目標医師数が現状の医師数を下回っている場合は、「現状の医師数の維持」を目標とするとしている（本県はこれに該当）。
- しかし、「現状維持では医師確保計画にならない」ことから、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の医師確保の目標値（令和 5 年）を県の目標医師数とする。
 - ・ 目標値：人口 10 万人あたり医療施設従事医師数 235.9 人
 - ・ 目標医師数：4, 553 人
- 圏域の目標医師数は、医師少数区域のみ設定することとし、全国順位で中間より上位を目指した目標医師数とする。西濃圏域は 664 人以上、飛騨圏域は 287 人以上とし、岐阜・中濃・東濃圏域は西濃・飛騨圏域を合わせ増加数が 258 人となるよう取り組む。

【目標医師数案】

医療圏	区分	厚労省案 目標数	H28 本県 医師数	H30 本県 医師数	目標医師数 (案)	増加数
岐阜県	医師少数県	4, 150	4, 223	4, 295	4, 553	+258
西濃圏域	医師少数区域	567	611	608	664 以上	+56 以上
飛騨圏域		245	258	263	287 以上	+24 以上
中濃圏域	中位の区域	—	578	620	西濃・飛騨圏域と合わせ増加数が 258 人となるよう取り組む。	
東濃圏域		—	596	616		
岐阜圏域	医師多数区域	—	2, 180	2, 188		

3. 目標医師数を達成するための施策

- 医師確保施策について、県及び各圏域の施策を一括して記載。主な施策は以下のとおり。

- ・ 岐阜大学地域卒卒業医師の確保
- ・ 岐阜県医学生修学資金貸与制度による県内で勤務する医師の確保
- ・ 自治医科大学卒業医師の確保
- ・ 臨床研修医の確保
- ・ 専攻医の確保
- ・ 岐阜県医師育成・確保コンソーシアムによるキャリア形成支援
- ・ 勤務環境を改善するための施策 等

4. その他

(1) 医師少数スポットの設定

- ガイドラインは、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができるとしている。
- 県の計画では、「医師少数区域以外のへき地診療所が設置されている地区であって、他の地域の医療機関へのアクセスが制限されている場合について、医師少数スポットに設定する」ということで、へき地医療対策委員会での議論を踏まえ、以下の地域を医師少数スポットに設定。

岐阜圏域 本巣市根尾地区

中濃圏域 関市板取地区、洞戸地区、
郡上市和良地区、白鳥町石徹白地区、八幡町小那比地区、
高鷲地区

東濃圏域 中津川市蛭川地区、川上地区、
恵那市山岡地区、飯地町地区

(計 11か所)

(2) 産科・小児科における医師確保について

- 産科・小児科については、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向等から、医師確保策について記載。
- 国の提示では、産科は、岐阜県が「相対的医師少数県」、西濃圏域、中濃圏域、東濃圏域が「相対的医師少数区域」に、小児科は、東濃圏域、飛騨圏域が「相対的医師少数区域」に該当。
- 医師確保の方針は、ガイドラインに基づき、相対的医師少数県及び少数区域は、医療圏の見直しや医療圏を超えた連携により、医師を確保する。
- 産科及び小児科の主な施策は次のとおり。
 - ・ 周産期医療・小児医療の提供体制等の充実のための施策
 - ・ 産科医師及び小児科医師の養成数を増やすための施策
 - ・ 産科医師及び小児科医師の勤務環境を改善するための施策 等

5. 計画の進捗管理

- 今回の医師確保計画の計画期間は令和5年度までの4年間とする。その後は3年ごとに計画を更新し、計画の評価、進捗管理を行うとともに、目標医師数等の更新や必要な施策の見直しを行い、2036年までに医師偏在是正を達成することを本計画の長期的な目標とする。